

事務連絡
令和7年11月21日

介護職員等処遇改善加算を算定する
介護施設・事業所の法人代表者様

松江市介護保険課

介護職員等処遇改善加算の算定要件の再点検について

平素は介護保険事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年度の介護報酬改定に伴い、現行の介護職員等処遇改善加算の算定要件は、それ以前の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算並びに介護職員等ベースアップ等支援加算の算定要件を踏襲し、新たな算定要件として紐づけをされていることはご承知のことと存じます。(以下、令和6年度に改定された介護職員等処遇改善加算のことを「新処遇改善加算」と記す。また、令和5年度までの同加算のことを「旧処遇改善等加算」と記す。)

新処遇改善加算は、令和6年度の介護職員等処遇改善加算等計画書において令和7年3月末(令和6年度末)までに算定要件の仕組を整備を誓約することで算定できるとされています。また、令和7年度においてもこの対応方法は継続し、令和8年3月末(令和7年度末)までに算定要件の仕組を整備することで算定できるとされています。これらのこととは、厚生労働省老健局からの介護保険最新情報 Vol.1209(令和6年3月4日付)及び同 Vol.1353(令和7年2月10日付)などで通知されていることから、松江市介護保険課では運営指導においては「令和7年度末までに算定要件の整備をすること」とし、過誤調整を伴わない行政指導にとどめています。

このように、新処遇改善加算の算定要件の整備については一定期間の経過措置が設けられている一方で、旧処遇改善等加算の算定要件を踏襲し、新処遇改善加算の算定要件として移行していることから、旧処遇改善等加算を算定しておられ新処遇改善加算に移行した場合は、既に算定要件は満たされていることを想定しています。しかし、本年度の運営指導においては、新処遇改善加算が算定されているにも関わらず、その要件整備を満たしていないものが散見されています。

例年、2月中旬から3月中旬に、次年度の「介護職員等処遇改善加算に関する基本的な考え方」が、厚生労働省老健局より介護保険最新情報等で通知されます。現在、松江市介護保険課では、令和9年度が介護報酬改定であるため、その前年度にあたる令和8年度の新処遇改善加算については、その算定要件の整備について、これまでのような経過措置はなくなるものと想定しています。その際は、運営指導において算定要件が整備されていないものは文書指摘とし、不適切であると判断したものは過誤調整による返還を求めることになるものと考えています。

介護保険事業の安定した運営や継続したサービス提供のために、今一度、貴法人における新処遇改善加算の算定要件の整備状況をご確認ください。